

府政防第313号  
消防災第195号  
平成22年4月23日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

総務省消防庁次長

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」  
について（通知）

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない業務を抱えています。全国どこでも発生しうる地震に対応するためには、各地方公共団体において大規模な地震発生時にあっても業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことが重要です。

そのため、内閣府（防災担当）において、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（以下『「手引きとその解説」』という。）を策定しました。「手引きとその解説」は、地方公共団体における業務継続体制に係る検討を支援することを目的として、業務継続に必要な事項及び手法等を取りまとめたものです。

貴職におかれましては、「手引きとその解説」を参考にしつつ、貴都道府県における業務継続体制の検討を一層促進され、地震発災時における業務継続体制を確立されるよう、お願い申し上げます。また、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの趣旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」の構成
- 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版  
【手引き】
- 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版  
【解説】